



Tokyo, 3 January, 2009

スウェーデン大使館発行  
ファクトシート

## スウェーデンの外交政策における人権

人権尊重を促進し増進するは、スウェーデンの外交政策における優先課題の一つである。人権に対するスウェーデンの取り組みは、恐怖や欠乏のない、人々が自由と安全を享受できる世界の実現を希求する外交政策のあらゆる側面に反映されている。スウェーデン政府が目指しているのは、一貫して具体的な成果本位の人権政策を追求することである。人権を擁護するための取り組みは、安全保障政策・開発協力・移民政策・貿易政策を包含する外交政策のあらゆる領域に影響を及ぼすことを目指している。

### 人権とは何か？

“すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等である”。この一文で、1948年に採択された国連の世界人権宣言の条文が始まっている。この人権宣言で謳われる権利には次の点が含まれ、簡潔にまとめると以下の通りとなる。

- ◆ 思想の保持と発表、宗教の実践、結社や集会の計画やあるいはそれらへの参加の権利などを含む基本的自由
- ◆ 任意逮捕や拷問を受けることのない権利など、虐待に対する保護を受ける権利
- ◆ 妥当な生活水準の保持、医療、教育を受ける権利等の基本的必要性を満たす権利

人権宣言が採択されて以来60年の間、これらの権利は、数々開催された国際会議で採択された条約や議定書に正式に記されてきた。これらの国際規約を多くの国家が批准し、これによって、これらに含まれる規程を尊重すべく誓約している。

一連の国際規約のうち主なものとしては、1966年に採択された「市民および政治的権利に関する国際規約」と「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約がある。国連の枠組み内においては、人種差別（1965年）、女性に対する差別（1979年）、拷問（1984年）、子どもの権利（1989年）に関する4つの重要な条約が存在する。また、2007年には、国連で二つの新しい人権に関する条約への署名が開始された。その一つは「障害者の権利条約」、もう一つは「強制的失踪防止条約」である。

欧州評議会における中心的合意を形成しているのは、1950年に採択された人権及び基本的自由の保護のための欧州条約（欧州人権条約）である。

3 January, 20

---

このように、今日国際社会が必要とする人権に関する国際規約は、これまでにほぼ出揃ってきている。現在課題として残されているのは、これらの国際規約において設定された目標や原則を達成することである。

### 政策の原則

1993年に世界の指導者たちが世界人権会議に参加するためにウィーンに集結した。この会議において採択された宣言は、国際的な人権活動のための数々の基本原則を規定することとなり、こうした数々の重要な原則が、スウェーデンの外交政策における人権に関わる取り組みの基盤を形成している。

それらの原則とは：

- ◆ 人権は普遍である一国籍・文化・置かれている特殊な状況に関わらず、いかなる差別もなしに世界中の万人に当てはまる。
- ◆ 姿勢を明らかにすることは正当である—スウェーデンは他国が人権を尊重するように影響力を及ぼすことを是とし、またそれを実行する。
- ◆ 人権は個々人の権利であり、その保護は各国政府が負うべき責任である。
- ◆ 人権は不可分である—人権に関わる全ての権利は同等に重要で、相互依存し、相互補強する関係にある。

### 政策戦略

スウェーデンの外交政策の人権に関わる任務において最優先される目標は、国連の枠内や他の国際的脈絡において確立されている権利を、他国の人々が享受できるように支援することである。

スウェーデン政府は、その外交政策における人権関連任務において、次の8つの分野を特に優先している。

- ◆ 民主主義の構築
- ◆ 表現の自由の強化
- ◆ 死刑廃止のための活動
- ◆ 拷問の根絶
- ◆ 裁判なしの即決処刑と任意勾留の撤廃
- ◆ 法の支配の原則の支持
- ◆ 人権と国際人道法の擁護
- ◆ 差別の根絶

スウェーデンは、様々な手段で人権擁護に貢献するために、幅広い外交ルートや外交政策手段を駆使している。このような任務は、人権尊重に向けた各国政府への働きかけを明確に意図した政治活動のみから成り立っているわけではない。様々な政策分野間、とりわけ開発協力における調整という形態でも遂行されている。

スウェーデンはこうした任務を以下の方法によって遂行している。

- ◆ 国連の枠内、および、他の国際機関との連携において、これらの組織や国際社会の人権保護の可能性を高める
- ◆ EUの人権に関する主導力に積極的に貢献する

3 January, 20

---

- ◆ 国際的な文脈の中で、世界各国の人権の現状について公式発表や演説で注意を喚起する
- ◆ 他国との関係の中で人権問題を取り上げ、必要とされる場合には、その国の関連当局に対して人権侵害を非難するよう求める。
- ◆ 開発協力を通じて、各国政府が人権を遵守し達成する手腕を強化するための援助を行う。

単一の行動を選択することは稀で、むしろ、様々に異なる機会を捉えて複数の適切なルートを通じて同じメッセージを繰り返し伝えている。世界各国における人権尊重を改善するために、必要とされるあらゆる措置を連結して活用することを目指している。

現在、NGO や企業を含みますます多くの関係者たちが、人権を強調し促進するために様々な方法で活動している。こうした活動は、より広範囲な協力関係と透明性を必要とし、スウェーデン外務省が毎年発表している世界各国の人権状況に関する報告書は、こうした努力の一端である。政府の人権サイト([www.manskligarattigheter.se](http://www.manskligarattigheter.se))は、人権に関する情報や知識を広く行き渡らせるための取り組みにおける一つの重要な手段である。

### 一貫した人権政策

スウェーデンの人権促進政策の一貫性とその効果を確実にするために、スウェーデン政府は、紛争防止活動、移民・亡命問題、テロ対策、開発協力、貿易政策などを含む様々な政策分野に人権の視点を組み入れている。

近年急速に理解を得ている重要な論点の一つに、人権と**安全保障・開発**との連動関係がある。スウェーデンは、国際情勢を背景にして、紛争防止に際する人権の尊重の重要性や、紛争後の平和構築における人権強化のための迅速な行動の重要性を強調している。スウェーデンはまた、紛争状況に置かれている個人の人権の保護の強化にも力を入れている。この任務は、例えば、援助を必要としている市民に人道的活動家たちが安全にアクセスできるよう、各国の責任を組織的に喚起することなどを通して行われている。また、国際刑事裁判所(ICC)の活動も支援し、ICC 規程(ローマ規程)を批准するよう積極的に各国に働きかけている。

**開発協力事業**は、主にあらゆる人権を実現するために行われており、これらの権利には、公民権や政治的権利のみならず、経済的・社会的・文化的権利も含まれる。人権に対する不十分な尊重と貧困との間には、往々にして明らかな関連性が見出される。スウェーデンは、自国の開発協力活動のみならず、国連組織・世界銀行・EU 委員会の活動においても人権と民主主義が確実に浸透するよう熱心に取り組んでいる。

スウェーデンのグローバル開発政策は、貧困層への視点と権利の視点を持つことを特徴としている。ここで言う権利の視点が意味しているのは、国連の世界人権宣言とその結果採択された国連人権規約に明示された価値観と原則を、全ての貧困削減・開発事業やイニシアチブを通じて8つの国連ミレニアム開発目標を達成するという形で実現して行くということである。人権・

3 January, 20

---

民主主義・男女平等を促進することは、スウェーデンの開発協力における優先課題である。

自国で迫害からの保護を受けることが出来ない場合、人々は他国からの保護を求める。1951年に採択された難民の地位に関する条約と、これに関連して1967年に発効した議定書は、こうした人々に対する基本的なセーフティネットを形成している。**一時避難と移民問題**に関する国際協力において、スウェーデンは人権に関する合意を強調し、難民条約に関連する協約を批准していない政府に対して、批准を促すべく圧力をかけ続けている。

今日的な課題の一つとして、人権とテロ行為を挙げることができる。スウェーデンは、特に2001年9月11日以降、ますます緊密になる国際的な協力によって遂行されている**テロ行為に対する戦い**を支持している。と同時に、テロ撲滅に関わりつつも、国際法・人権・法的確実性を全面的に尊重することの重要性も強調している。テロに対する戦いは、例えば、他国の内政における反対勢力や少数民族に対する干渉のためのこじつけにはならず、こうした干渉は人権侵害に相当する。

貿易政策分野における取り組みは、主に**貿易政策**とILOの労働生活における人権に関するコア条約の実現との関連において遂行される。スウェーデンは人権と貿易の関連において国際組織間のより頻繁な定期的な対話を奨励するために働きかけている。またスウェーデン政府は、スウェーデン外務省の国際貿易政策局において、地球的規模の責任を求めるスウェーデンパートナーシップを通じて、人権と企業活動に関する課題に取り組んでいる。

#### 人々が人権を享受する機会

スウェーデンは人権が普遍的に享受されるよう働きかけている。非差別の根本原則は、国際的レベルでの人権活動における礎石であり続ける。全ての人々に平等の権利を保障するためには、子どもの権利、女性の権利、先住民や民族的・人種的・宗教的・言語的少数民族に対して特別な配慮が払われなければならない。性別・民族的出自・宗教・障害・性的傾向に基づく差別に対する戦いは、人権活動における最大の挑戦の一つである。

#### 重大な人権侵害

国家として、EUを通じて、また関連する広範囲な状況において、スウェーデンは世界的な死刑廃絶を主張している。また、あらゆる形態の拷問を非難し、その防止のために積極的に取り組んでいる。拷問や他の形態の残虐で尊厳を貶める扱いは、決して容認されるべきではない。今日世界中で起こっている重大かつ増大しつつある問題は人身売買である。スウェーデンの人身売買撲滅に対する戦いへの関わりは、国内のみならず、EUや世界全般において近年急速に強化されつつある。

#### 法的保障に根ざした機能する法体系

国際的な人権活動は、個々人の保護に際して法の統治が果たす中心的な役割をますます強調している。このことは、政府やその代表者たちが行使する権力の濫用に対抗する保障や、機能する正当な法体系の存在などに関わってくる。これはスウェーデンにとって重要な課題であり、法の統治が必要とさ

3 January, 20

---

れている国々において、開発協力を通してその強化に向けた援助を行っている。また、人権侵害を犯した人々を罰することを怠っている政府の過ちを正す努力も行っている。

### **民主主義を促進する人権**

人権を尊重することは、民主主義の促進に貢献するだけでなく、民主主義そのものにとって欠かせない根本的な前提条件でもある。逆に言えば、民主主義があらゆる人権に対する尊重の前提条件でもある。このことは、例えば、表現の自由、報道の自由、透明性、情報へのアクセス、結社の自由などを通して、人々が民主主義の発展に参加する機会を持つことも含んでいる。スウェーデンは、こうした自由に対する侵害や制限が起こった場合、それがどこであろうと注意を喚起してきた。また、開発援助を通して、自由なメディアの発展や市民社会参加を強化する努力を支援している。また、EU・国連・欧州安全保障機構(OSCE)の選挙監視団や選挙支援などにも貢献している。

### **経済的・社会的及び文化的権利の実現**

これらの権利は、社会保障に関する権利・相当な生活水準についての権利・教育の権利・健康を享受する権利・労働の権利を包含している。人権規約において、各締約国はこれらの権利を漸次達成するために自国における利用可能な手段を最大限に用いるべきことを明記している。一部には、経済的・社会的及び文化的権利を、根本的な権利としてよりはむしろ政治的宿願と見なす傾向がある。しかしながら、人権は不可分で相互依存的関係にあることから、これらの権利を公民権や政治的権利よりも低く扱うべき客観的な根拠はどこにも存在しない。スウェーデンは、これらの権利の法的保護と実現が更に重要と見なされることを確実にするために、地域的組織でも国際的組織でも、経済的および社会的権利に特に留意している。こうした任務における一つの極めて重要な原則は、経済的・社会的及び文化的権利について、一人ひとりが持ついかなる差別も受けない同等の権利であるという点を強調することである。

### **国際協調**

EUは、共通外交安全保障政策(CFSP)の枠組み内で、更に首尾一貫して統合された人権政策に向けて迅速に行動してきた。人権問題に関連する共同声明・演説や視察訪問は、EUにおいて欠くことのできない活動である。またEUは、人権が議論される場である国連や他の国際フォーラムにおける重要で影響力のある参加者である。EUのメンバーとしてスウェーデンは、人権促進のための共同行動やEU内のすべての活動領域における人権問題の統合の重要性を一貫して主張することで、このような進展に貢献してきた。

スウェーデンはEU諸国や他の意を同じくする諸国と共に、国連が人権を促進し保護する手腕を強化することを目的とするプロセスに寄与している。また、新たな国連人権理事会の設立には積極的な役割を果たした。この新たな理事会は、長期的展望において国連と国際社会の人権活動を強化する一助となることが期待されている。スウェーデンはまた、欧州安全保障協力機構(OSCE)やヨーロッパ会議における人権関連任務にも積極的に参加している。

3 January, 20

---

スウェーデンにとってもう一つの重要な目標は、国際的な人権活動、特に監視活動をより一層効果的にすることに貢献していくことである。

人権促進の活動の成果を測ることは、困難である場合が多い。しかし、他国との対話や国際的な文脈において絶えず人権侵害に関する注意の喚起を促すことにより、スウェーデンは他の国々における人権保護の漸進的改善に拍車をかける一助となり得る。そして、人権に関わる方策をより効果的で成果を生み得るものにし、そうした方策が平和・安全・民主主義・発展のための総合的政策の中で遂行されることを確実にするための努力を、スウェーデンは今後も継続していく。